

## 第1 年度計画の期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間とする。

## 第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

### 1 担うべき医療提供体制

#### (1) 救急医療

##### ア 救急患者受入体制

2病院による一体的な運用を目指し、病院間での役割分担、機能の集約、診療体制の再編を図ることで、1次救急から2次救急を始めとした地域救急を積極的に受け入れる。

##### 【指標】

目標指標	令和元年度実績	令和3年度目標
救急受入件数	862件	896件
救急受入率	65.2%	67.7%

##### イ 市内外の医療機関との連携

今後の救急医療体制について、急性期病院や地元の医療機関などと協議し連携の形を決定する。

##### ウ 救急隊との連携

各医師の専門分野、診療科など消防救急隊と積極的に情報交換を行い、スムーズな救急患者の受け入れを行う。

##### 【指標】

目標指標	令和元年実績	令和3年目標
救急搬送割合※	27.9%	29.0%

※救急搬送割合＝病院搬送件数／玉野市消防搬送件数（1月～12月）

#### (2) 小児・周産期医療

##### ア 小児医療

小児専門医の確保による外来診療の継続と入院診療の再開を目指すとともに、小児救急医療支援病院や近隣の救急医療機関との連携を強化する。

## イ 周産期医療

周産期専門医の確保による婦人科外来診療を継続するとともに、総合周産期母子医療センターや地域周産期母子医療センターとの連携を強化する。

### (3) リハビリテーション医療

#### ア リハビリテーション実施体制

365日リハビリテーション体制を維持するとともに、2病院間での職員配置や機能集約について検討し、必要部署への重点的なスタッフ配置を行う。

##### 【指標】

目標指標	令和元年度実績	令和3年度目標
リハビリ提供単位数*	4.5	4.5
実績指数*	55.3	55.3

※回復期リハビリテーション病棟での指標

※リハビリ提供単位数=1日1人あたり提供単位数

※実績指数=1日あたりのFIM得点の改善度を入棟時を踏まえて指数化した指標

#### イ 退院後のフォロー体制

将来的な在宅での治療（リハビリテーション）の需要増加を見据え、訪問リハビリ部門の充実を図りサポート体制を整える。

##### 【指標】

目標指標	令和元年度実績	令和3年度目標
訪問リハビリ件数	4,460件	4,545件

#### ウ 外来リハビリテーションの実施

2病院間での機能集約を進めるとともに、必要なリハビリテーションが提供できるよう、外来リハビリテーションを継続する。

### (4) 検診・予防医療

新病院での機能集約を見据え、実施体制、職員配置等を整理し、効果的な体制を検討する。

##### 【指標】

目標指標	令和元年度実績	令和3年度目標
人間ドック・健診受診者数	11,374件	11,781件
予防接種件数	4,804件	4,800件

(5) 在宅医療

ア 地域包括ケアシステム

在宅部門の機能集約・人員配置の適正化を進めるとともに、かかりつけ医や介護事業所等との連携強化を図る。

【指標】

目標指標	令和元年度実績	令和3年度目標
在宅復帰率※	84.2%	84.4%
訪問診療件数	1,166件	1,175件
訪問看護件数	1,508件	1,556件

※在宅復帰率＝地域包括ケア病床、回復期リハビリテーション病棟での指標

イ 在宅療養支援病院

玉野市民病院でも在宅療養支援病院の認定を申請し、両病院並びに地域の医療機関と連携し在宅での療養環境を支援する。

【指標】

目標指標	令和元年度実績	令和3年度目標
緊急の往診件数	44件	44件
在宅の看取り件数	10件	10件

(6) 災害医療

災害時活動マニュアルの見直し、定期的な訓練と災害時を想定した医薬品、水、食料等の備蓄、設備の管理を行う。

また、新病院の設計段階から災害への対応を想定し、必要な機能、設備が備えられるよう協議・検討を進める。

(7) 新たな感染症への対応

市及び関係機関、医療圏内の感染症指定医療機関と連携し、感染症に対する医療を提供する。

また、新病院の設計段階から感染症対応を想定した患者動線や諸室の配置を検討し、適切な医療が提供できる体制を確保する。

2 医療の質の向上

(1) 地域医療への貢献

地域住民及び地域の医療機関から信頼される病院を目指し、紹介患者の積極的な受け入れや退院患者のかかりつけ医等との調整により、病病・病診連携を強化する。

【指標】

目標指標	令和元年度実績	令和3年度目標
紹介率	20.7%	21.0%
逆紹介率	10.3%	10.7%

(2) 相乗効果の発揮

市立の公立病院、企業立の民間病院として運営されてきた2つの病院の統合により、それぞれが培ってきた医療技術や知識を共有し、共通意識のもとで医療スタッフの融合を図る。

(3) チーム医療の実施

病院内の他職種によるチーム医療だけでなく、病院間で連携したチーム医療が実現できるよう、診療情報の共有と現場交流を進める。

(4) 医療従事者の確保及び育成

ア 医療従事者の確保

統合後の診療体制、人員体制等に加え、今後見込まれる重点分野への職員の配置を整理し、必要な職種、人数等を確保する。

イ 医療従事者の育成

新たな診療体制のもと、職場交流を図りながら新たな機能に触れることで、経験を蓄積し全体的な人材育成を促す。

(5) 調査・研究・治験への取組み

2病院体制のもとでの診療結果や研究成果を報告し、積極的に調査・研究・治験への取組みを推進する。

3 患者サービスの向上

(1) 患者中心の医療の提供

ア インフォームドコンセントの徹底

2病院間での意識共有、診療情報の取扱いへの配慮等を踏まえ、患者・家族の権利に配慮したインフォームドコンセントの徹底を行う。

イ 安静な療養環境の提供

院内環境の整備に向けて患者や家族からの様々な意見、ニーズの把握に努める。

## (2) 地域との交流

これまで実施してきた院内の施設を活用したイベントや健康教室、公開講座などについて引き続き実施するとともに、新たな交流の機会を設けられるよう協議検討を行う。

## (3) 医療安全対策

### ア 医療安全対策

医療安全対策チームを設置し院内の状況把握及び分析を行うとともに、病院間での横断的な情報共有を行い、組織的な医療安全への取組みを推進する。

### イ 感染防止対策

感染対策チームを設置し、院内感染状況の把握、感染防止対策の実施状況を確認するとともに、病院間での横断的な情報共有を行い、感染防止対策を徹底する。

## (4) 積極的な情報発信

病院のみならず法人としても情報発信に努め、法人運営における透明性の確保と地域に根ざした地域の医療機関としての認知度の向上を図る。

## (5) コンプライアンスの徹底

内部統制委員会を設置し、医療法を始めとする関係法令の遵守を徹底するとともに、個人情報の保護と患者及び家族等への情報公開について研修を実施するなど、適正な病院運営に努める。

## 4 医療機関との連携

地域の医療機関との機能分化及び役割分担の具体的な方策等について関係者を交えて協議し、地域医療連携体制の構築に向けて検討を始める。

## 5 関係機関との連携

### (1) 行政機関との連携

市の行政施策と連携し、健診率の向上、ヘルスケアサービスとの連動等の取り組みを進める。

### (2) 医師会等との連携

地域包括ケアシステムの構築に向けた具的的な協議を行う。

### (3) 教育機関との連携

病院を実地教育の場として提供し、実際の医療現場を経験してもらうなど教育機関への協力を行うとともに、地元の就職先として将来の地域医療を担う人材の確保を図る。

## 第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

### 1 業務運営体制の構築

#### (1) 運営体制

理事長及び理事会のもと、迅速な意思決定と職員への周知を徹底することで効率的な運営を行うとともに、職員一人ひとりが独立採算の必要性について理解を深める機会を創出する。

また、1法人2病院体制であることを最大限活用し、病院間での柔軟な機能分化・職員配置の見直し等一体的な運営を行う。

#### (2) 管理体制の強化

内部監査を実施する部門を設置し、内部統制を担当する役員及び監事が適切な職務の執行を確保できるよう管理体制を整備する。

#### (3) 外部評価等の活用

監事による法人の監査及び評価委員会による第三者視点からの病院運営に係る評価を受け、必要な業務の見直しを行う。

### 2 職場環境の整備

#### (1) 働きやすい職場環境の整備

##### ア ワークライフバランスへの配慮

休暇・休職・休業制度を整備し、仕事と家庭の両立を支援する。

##### イ 院内施設整備

病児病後児保育事業を職員も利用可能とし、安心して子育てしながら業務に集中できる環境を作る。

##### ウ コミュニケーションの活性化

職員互助会等の活動を支援し、職員間のコミュニケーションの円滑化を図る。

エ 専門性の向上

全体的な業務及び職員配置の見直しのなかで、必要に応じて補助者及び助手等を配置することで、専門性向上による業務の効率化を図る。

(2) 職員の職務能力の向上

ア 研修制度及び資格取得支援制度の充実

研修会への参加、資格の取得等に係る助成制度を設け、専門的な知識や技術の習得を推奨する。

イ プロパー職員の育成

監査法人等の専門的な支援や外部研修への参加による、地方独立行政法人制度の実践によりプロパー職員の法人運営に関する業務の習熟を図る。

(3) 効果的な人事・給与制度の構築

新たな人事給与制度のもとで、適正な運用ができるよう制度の理解と周知を図ることとで組織の活性化を図る。

#### 第4 財務内容の改善に関する事項

1 経営基盤の確立

新病院建設に係る設計業務及び建設業務が本格化することで、多額の整備費用が計上されることとなるが、地方債等の財源を活用することで単年度収支には大きな影響は生じない見込みである。一方で、新たな感染症の流行により患者数の見通しが困難な状況となっているが、経営統合による業務の見直し等を進めることで収支の均衡を目指す。

【指標】

目標指標	令和元年度実績	令和3年度目標
医業収支比率	96.7%	96.7%
経常収支比率	100.6%	100.9%

2 収入の確保と経費の節減

(1) 収入の確保

病院間での機能分化、職員の配置等を見直しを進めることで、医療水準の向上及び新たな施設基準の認定、診療報酬の加算等による収入の確保を図る。

【指標】

目標指標	令和元年度実績	令和3年度目標
病床稼働率	76.8%	73.5%
入院患者数	75,607人	72,197人
外来患者数	134,982人	136,717人
入院収益	22.5億円	21.1億円
外来収益	11.5億円	10.9億円

(2) 経費の節減

2病院間での効果的な人員の配置を模索し給与費全体の適正化を図るとともに、業務全般にわたる精査を進め、集約及び廃止等により経費の節減を図る。また、診療材料や薬品等においては、品目のすり合せ等によりスケールメリットを活かした積極的な価格交渉を行う。

【指標】

目標指標	令和元年度目標	令和3年度目標
対医業収益給与費比率	67.9%	69.0%
対医業収益材料費比率	13.8%	11.5%
対医業収益経費比率	17.2%	20.0%

3 運営費負担金

運営費負担金は公的な医療を継続して提供するために救急医療、小児医療などの不採算医療及び政策的医療に係る経費に充当するものとして必要最低限に留め、独立採算の原則に基づき縮減を図る。

新病院建設を始めとする建設改良費及び長期借入金等元利償還金に充当される運営費負担金については、最大限設備投資に係るコストの縮減を図り、負担の軽減に努める。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 新病院の整備

効率的な配置、機能、利用者の利便性を重視した建物と整備費全体のコストの両方を意識した新病院設計業務を進める。

2 新病院への移行

移転と調達が必要な機器、物品等の整理を行い、新病院への引っ越し作業に向けた準備を行う。



第6 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算（令和3年度）

（単位：百万円）

区分	合計
収入	
営業収益	4,161
医業収益	3,723
運営費負担金	418
その他営業収益	20
営業外収益	13
運営費負担金	1
その他の営業外収益	12
資本収入	784
運営費負担金	16
長期借入金	768
その他資本収入	0
その他の収入	0
計	4,958
支出	
営業費用	3,969
医業費用	3,416
給与費	2,502
材料費	529
経費	374
研究研修費	11
一般管理費	553
営業外費用	39
資本支出	810
建設改良費	768
償還金	42
その他の支出	0
計	4,818

（注）金額は、それぞれ四捨五入によっているので、合計と一致しないものがある。

**【人件費の見積り】**

期間中総額 2,740 百万円を支出する。

なお、当該金額は、法人の役職員に係る報酬、基本給、諸手当、法定福利費及び退職手当の額に相当するものである。

**【運営費負担金】**

運営費負担金については、毎年度総務省が発出する「地方公営企業繰出金について」に準じて算定した額とする。

建設改良費及び長期借入金等元利償還金に充当される運営費負担金等については、経常費助成のための運営費負担金とする。

2 収支計画（令和3年度）

（単位：百万円）

区分	合計
収入の部	4,190
営業収益	4,177
医業収益	3,723
運営費負担金	418
資産見返負債戻入	16
その他営業収益	20
営業外収益	13
運営費負担金	1
その他の営業外収益	12
臨時利益	0
支出の部	4,162
営業費用	4,117
医業費用	3,564
給与費	2,502
材料費	529
経費	381
減価償却費	141
研修研究費	11
一般管理費	553
営業外費用	39
臨時損失	6
純利益	28
目的積立金取崩額	0
総利益	28

（注）金額は、それぞれ四捨五入によっているので、合計と一致しないものがある。

### 3 資金計画（令和3年度）

（単位：百万円）

区分	合計
資金収入	4,958
業務活動による収入	4,190
診療業務による収入	3,723
運営費負担金による収入	435
その他の業務活動による収入	32
投資活動による収入	0
その他の投資活動による収入	0
財務活動による収入	768
長期借入による収入	768
その他の財務活動による収入	0
前年度からの繰越金	677
資金支出	4,818
業務活動による支出	4,007
給与費支出	2,740
材料費支出	529
その他の業務活動による支出	738
投資活動による支出	768
有形固定資産の取得による支出	768
その他の投資活動による支出	0
財務活動による支出	43
長期借入金の返済による支出	0
移行前地方債償還債務の償還による支出	30
その他の財務活動による支出	13
次期中期目標期間への繰越金	817

（注）金額は、それぞれ四捨五入によっているので、合計と一致しないものがある。

## 第7 短期借入金の限度額

- 1 限度額 700百万円
- 2 想定される短期借入金の発生事由
  - (1) 賞与の支給等による一時的な資金不足への対応
  - (2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費への対応
  - (3) 施設整備、医療機器等の購入に係る一時的な資金不足への対応

## 第8 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

## 第9 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、病院施設の整備、医療機器の購入、教育・研修体制の充実、将来の資金需要に対応するための預金等に充てる。

## 第10 料金に関する事項

- 1 料金
  - (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）、介護保険法（平成9年法律第123号）、その他の法令等に基づき算定した額
  - (2) 前号の規定により難しいものについては、別に理事長が定める額

### 2 料金の減免

理事長は、特別の理由があると認めるときは、料金の全部又は一部を減免することができる。

## 第11 地方独立行政法人玉野医療センターの業務運営等に関する規則で定める事項

- 1 施設及び設備に関する計画（令和3年度）

（単位：百万円）

施設及び設備の内容	予定額	財源
病院施設、医療機器等整備	50	玉野市長期借入金等
新病院建設整備	718	玉野市長期借入金等

## 2 人事に関する計画

### (1) 適切な人員配置

2病院体制による機能分化を進め、それぞれの病院がもつ役割に合わせた適切な人員配置を行う

### (2) 人事・給与制度の構築

統合・再編に伴う人事・給与制度の統一と業績や職責に応じた評価制度の確立を行うとともに、2病院間での人事交流・人事異動等により様々な医療現場での経験を通して人材の育成に努める。